ロ　金融債（特別の法律により銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。）の売買　預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報（預金保険制度等の対象となっている場合にあっては、加入者等が受ける保護の内容を含む。）

ハ　金銭信託（貸付信託を含む。）の預入　預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報（預金保険制度等の対象となっている場合にあっては、加入者等が受ける保護の内容を含む。）

ニ　生命保険又は損害保険への保険料の払込み　保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報（保険契約者保護機構による保護の対象となっている場合にあっては、加入者等が受ける保護の内容を含む。）

八　金融商品の販売等に関する法律第３条第１項各号に規定する重要事項に関する情報

九　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報

十　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図については、第94条の規定により運用の指図の変更を行うことが可能である旨

十一　指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合において、その運用から生ずる利益及び損失については、当該運用の指図を行ったものとみなされた加入者又は加入者であった者が責任を負うものである旨

十二　第95条の２第１項に規定する特定期間及び同条第２項に規定する猶予期間

十三　前各号に掲げるもののほか、加入者が指定運用方法の内容を把握するために必要な情報

第95条第１項中「法第25条第１項」を「第94条」に、「提示運用方法」を「第90条第１項の規定により提示された運用の方法」に、「方法を」を「運用の方法を」に改める。

第95条の次に次の２条を加える。

（指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例）

第95条の２　次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して３月以上で運営管理機関が定める期間（以下「特定期間」という。）を経過してもなお個人型記録関連運営管理機関が加入者から運用の指図を受けないときは、当該個人型記録関連運営管理機関は、次項の事項及び当該指定運用方法を加入者に通知しなければならない。

一　第90条の２第１項の規定により指定運用方法が提示されている場合であって、加入者がその資格を取得したとき　その後最初の加入者掛金及び中小事業主掛金の納付が行われた日（事務委託先金融機関が、加入者掛金及び中小事業主掛金に係る個人別管理資産について、連合会から信託金として払い込みを受けた日をいう。次号において同じ。）

二　加入者がその資格を取得している場合であって、第90条の２第１項の規定により指定運用方法が提示されたとき　その後最初に加入者掛金及び中小事業主掛金の納付が行われた日

２　前項の規定による通知を受けた加入者が特定期間を経過した日から２週間以上で運営管理機関が定める期間（以下「猶予期間」という。）を経過してもなお運用の指図を行わないときは、加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす。

３　前項の「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、第１項の規定による通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される加入者掛金及び中小事業主掛金について運用の指図が行われていないものをいう。

（提示された指定運用方法の取扱いを変更する場合の取扱い）

第95条の３　第90条の２又は第95条の２に規定される指定運用方法に係る事項の変更を行うときは、次の各号に掲げる基準に従って行うものとする。

一　指定運用方法の提示を終了する場合　指定運用方法の提示を終了する以前に指定運用方法を選択したとみなされた者については、当該指定運用方法による配分指定は引き続き有効とすること

二　指定運用方法を変更する場合　指定運用方法を変更する以前に指定運用方法を選択したとみなされた者については、変更前の指定運用方法による配分指定を引き続き有効とすること。また、特定期間又は猶予期間に該当している者がいる場合には、変更前の指定運用方法に係る期日管理を中止し、指定運用方法を変更した後の初回の加入者掛金及び中小事業主掛金が納付された日より再度特定期間の期日管理を開始すること

三　特定期間を変更する場合　特定期間の変更時点において、変更前の特定期間に基づいて期日管理が開始されている者がいる場合には、変更前の特定期間で期日管理すること

四　猶予期間を変更する場合　猶予期間の変更時点において、変更前の猶予期間に基づいて期日管理が開始されている者がいる場合には、変更前の猶予期間で期日管理すること。また、猶予期間の変更時点において、特定期間の期日管理が開始されている者で、特定期間終了後に猶予期間の期日管理が必要となる者がいる場合には、変更前の猶予期間で期日管理すること

第96条第３項を次のように改め、同条第４項を削る。

３　運用の指図を受ける運営管理機関は、加入者掛金及び中小事業主掛金に関する運用の指図を受けている場合であって、加入者掛金及び中小事業主掛金以外に関する運用の指図を受けていない場合には、運営管理機関の定めるところにより、加入者掛金及び中小事業主掛金に関する運用の指図を加入者掛金及び中小事業主掛金以外の運用の指図に適用することができる。

第97条第１号及び第２号中「法第25条第１項」を「第94条」に改める。

第98条第1項中「提示運用方法」を「第90条第１項の規定により提示された運用の方法」に改め、「法第25条第１項の」を削り、「の同意」を「（以下「除外運用方法指図者」という。）（所在が明らかでない者を除く。）の３分の２以上の同意」に改め、同項第２号中「第91条第１項第３号ル、ソ又はツ」を「第91条第１項第３号ワ、カ、ナ又はラ」に改め、同項第３号中「第91条第１項第３号ヌ、ソ又はナ（外国投資証券を除く。）」を「第91条第１項第３号ヌ、ル、ヲ、ナ、ヰ又はノ」に改め、同項の次に次の４項を加える。

２　個人型運用関連運営管理機関は、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から３週間以上で運営管理機関が定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

３　個人型運用関連運営管理機関は、第１項の規定による運用の方法の除外に際し、除外運用方法指図者（所在が明らかでないものを除く。）の３分の２以上の同意が得られた場合は、運用の方法を除外することが決定したことを加入者等に周知するとともに、他の運用の方法へ運用の指図を変更するよう除外運用方法指図者に促すものとする。

４　個人型運用関連運営管理機関は、第１項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。

５　個人型運用関連運営管理機関は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。当該公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第99条第１項第５号中「各月」を「拠出期間」に、「掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金」に改め、同項第６号中「掛金」を「加入者掛金及び中小事業主掛金」に改め、同項第10号中「個人型年金加入者等」を「加入者等」に改め、同項第10号の次に次の３号を加える。

十一　第94条の規定による運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに同項の規定により運用の指図を行うことが可能である旨